

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 3月18日

甲府地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 竹 内 大 輔

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 4月 2日 午前 8時30分から 令和 8年 4月 9日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 4月16日 午前10時00分 場 所 甲府地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 5月14日 午前10時00分 場 所 甲府地方裁判所民事部執行係
特別売却 実施期間	令和 8年 4月17日 午前 9時30分から 令和 8年 4月21日 午後 4時30分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 株式会社商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 3月18日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 富士吉田市大明見五丁目 |
| | 地 番 | 4482番7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 191.50平方メートル |
| 2 | 所 在 | 富士吉田市大明見五丁目 4482番地7 |
| | 家屋 番号 | 4482番7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 57.12平方メートル
2階 42.23平方メートル |



載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 富士吉田市大明見五丁目 |
| | 地 番 | 4482番7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 191.50平方メートル |
| 2 | 所 在 | 富士吉田市大明見五丁目 4482番地7 |
| | 家屋 番号 | 4482番7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 57.12平方メートル
2階 42.23平方メートル |



令和 7年(ヌ)第 34号
令和 7年 9月 4日受理
令和 7年11月 6日提出

現況調査報告書

甲府地方裁判所

執行官 樋口昌樹

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



物 件 目 録

- 1 所 在 富士吉田市大明見五丁目
地 番 4482番7
地 目 宅地
地 積 191.50平方メートル
- 2 所 在 富士吉田市大明見五丁目 4482番地7
家屋 番号 4482番7
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 57.12平方メートル
2階 42.23平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり														
住居表示	富士吉田市大明見5丁目13番8号														
土地	物件 1														
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件 1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件) <input type="checkbox"/> (物件)														
形状	<input checked="" type="checkbox"/> 公図のとおり(概ね) <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>														
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり														
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)														
その他の事項	「その他の事項」記載のとおり														
建物	物件 2														
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる(<input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積:														
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>種類:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面積:</td> </tr> </table>			{	種類:		構造:		床面積:						
{	種類:														
	構造:														
	床面積:														
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり														
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)														
その他の事項	「その他の事項」記載のとおり														
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">[</td> <td>地方裁判所</td> <td>支部</td> <td>令和</td> <td>年()第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保管開始日</td> <td>令和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>			[地方裁判所	支部	令和	年()第	号		保管開始日	令和	年	月	日
[地方裁判所	支部	令和	年()第	号										
	保管開始日	令和	年	月	日										
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり														

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

1 物件1の形状等について

本件物件について法務局に備え付けられた公図は、土地台帳付属地図であり、物件の位置関係はともかく、距離及び範囲については図面を現地に落とすことはできない。土地建物位置概略図は、公図をベースに作成したものであり、各物件のおおよその形状、位置及び範囲を図示したものであることに留意されたい。

なお、申立外土地1の公図上の幅は約3mとなっているところ、現地での簡易計測値は約2.2m～2.5mである。

公図上の物件1の範囲と現地で簡易計測した物件1の範囲とを比較すると、現地での簡易計測結果は登記地積を上回る結果となった。そのため、現況地積は登記地積よりも広い可能性がある。

また、課税台帳では、物件1の一部(25.05㎡)が現況公衆用道路として非課税となっているところ、富士吉田市役所における調査の結果、物件1のうち非課税となっている公衆用道路部分は、申立外土地1に沿った部分として登録されているとのことである。

現況調査の結果、いわゆるセットバック部分もなく(立木が植えられている。写真7参照。)、課税上の公衆用道路となっている土地部分は判然としない。

物件1については、以上からも隣接土地との境界は不明確なものとして処理した。

2 物件2について

物件2間取図1階部分のトイレと洋室に挟まれた廊下部分にはアルミサッシの引き戸があり、引き戸を開けると物件2の外壁に接した目的外建物への渡り廊下となっている。

関係人の陳述によると、物件2には調査時現在、A(債務者)の母親であるDが一人で居住しているとのことであるが、現況調査の結果、物件2の2階和室1にはA(債務者)宛ての郵便物や文書類があり、身の回りの動産類も認められたことから、一時的に仕事のために他の場所で生活しているものの、居住の本拠は物件2にあるものと認めた。よってD(債務者の母)は占有補助者として処理した。

3 滅失建物

登記記録上、物件1を敷地とする以下の建物登記があるが、現地には残存していない。

所在： 富士吉田市大明見五丁目4482番地

家屋番号：4482番の1

種類：居宅

構造：木造草葺平屋建

床面積：90.90㎡

4 申立外土地

(1) 所在・地番 富士吉田市大明見五丁目4482番8

現況地目 公衆用道路(登記記録上は宅地)

地積 20.66㎡

所有者 E

調査の理由 物件1への出入りに当たって通行する道路である。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

- (2) 所在・地番 富士吉田市大明見五丁目4482番3
現況地目 公衆用道路
地積 314㎡
所有者 富士吉田市
調査の理由 物件1への出入りに当たって通行する道路である。
- (3) 所在・地番 富士吉田市大明見五丁目4482番6
現況地目 宅地
地積 230.61㎡
所有者 F
調査の理由 物件1との境界が不明確である。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<input checked="" type="checkbox"/> G (Aの親族)	1 私は、Aの親族で、物件2には居住していません。本日はD（債務者の母）を送り迎えするために来ています。 2 物件2には、現在、Dが一人で居住しています。Aは仕事の関係で名古屋方面に行っています。 3 目的外建物には、Aの叔父のCが居住しています。叔父が居住するに当たり、賃料などは払っていないと思います。Cが目的外建物に居住するようになったのは、物件2の新築以後だったと思います。 4 目的外建物は、物件2よりも古い建物で、債務者の父親のHが建てた建物です。 5 物件2と目的外建物の外観が一体化したのは物件2新築以後のことだと思います。 (以上令和7年10月31日聴取)
<input checked="" type="checkbox"/> 富士吉田市税務課	1 物件1の課税台帳で、現況が公衆用道路となっている土地部分（台帳上の面積が25.05㎡）は、申立外土地1に沿った物件1の土地部分と登録されています。 (以上令和7年10月31日聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年9月4日 (木) : - :	当庁	甲府地方法務局吉田出張所宛て登記等交付請求 (110円, 9月11日到着110円)
令和7年9月10日 (水) 13:45-15:00	物件所在地	物件確認, 簡易計測, 写真撮影
令和7年9月26日 (金) 15:30-16:05	富士吉田市役所 (富士吉田市下吉田6丁目)	課税図面調査
令和7年10月8日 (水) 14:00-15:10	物件所在地	調査図面と物件照合等
令和7年10月23日 (木) : - :	当庁	現況調査日程通知書 (110円)
令和7年10月31日 (金) 12:30-14:00	物件所在地	現況調査
令和7年10月31日 (金) 14:30-15:45	富士吉田市役所	課税台帳調査 (現況調査同日のため旅費請求なし)
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和 7年10月31日 目的物件は不在で施錠されていなかったため, 立会人 I を立ち合わせ, 建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和 7年10月31日 評価人同行</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

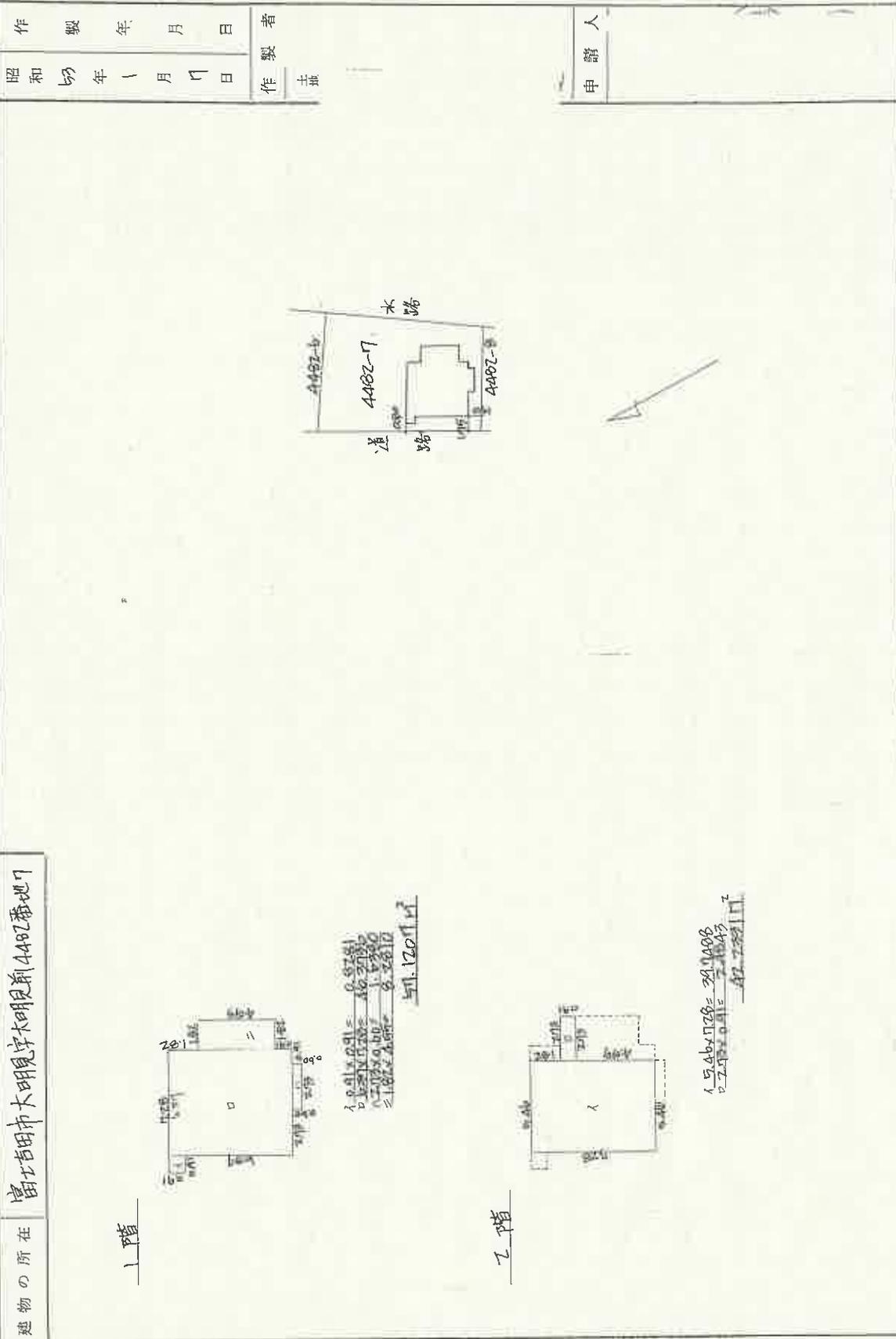
113207
各階平面図

建築物階平面図

家屋番号 4402-17

建築物の所在 富士吉田市大明屋字大明屋前4402番地7

建築物図面



作 製 年 月 日
 昭和 53 年 1 月 13 日

作 製 者
 吉 藤

申 請 人

(日本土地家屋調査士会連合会用紙) 昭和53年1月13日登記

縮 尺 1/240 1/600

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年8月5日 甲府地方方法務局吉田出張所 登記官

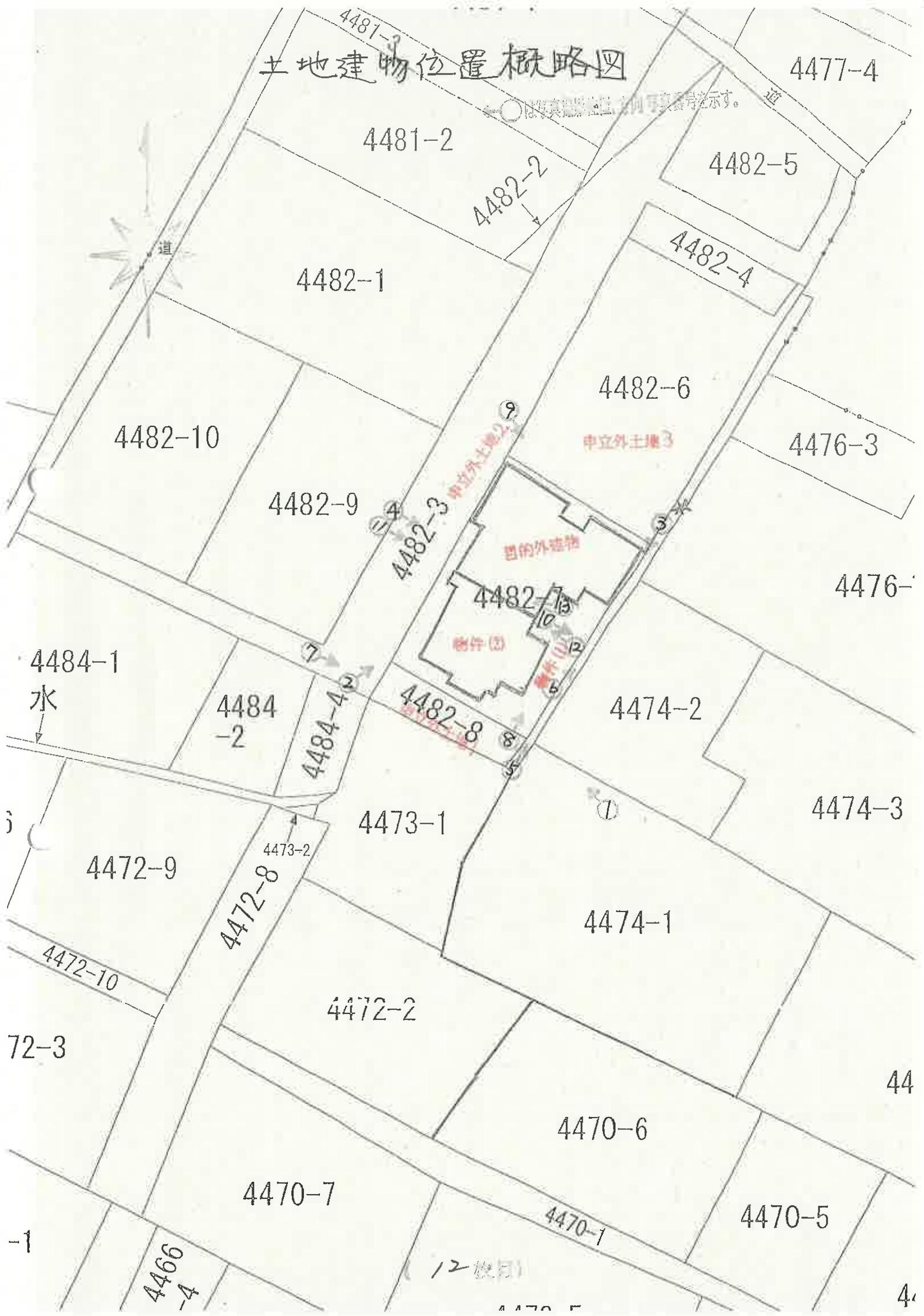
(10枚目)

(1) 平成26年12月22日この図面に記録されている建物の全部又は一部についてその所在又は坐落番地が変更された。上記の日付は、この図面に更正内容を記録した日付である。

(// 校印)

土地建物位置概略図

○印は、本図に示す位置に、別項記載の地籍簿記載の地籍番号を示す。



道

道

4484-1
水

申立外土地2

申立外土地3

目的外建物

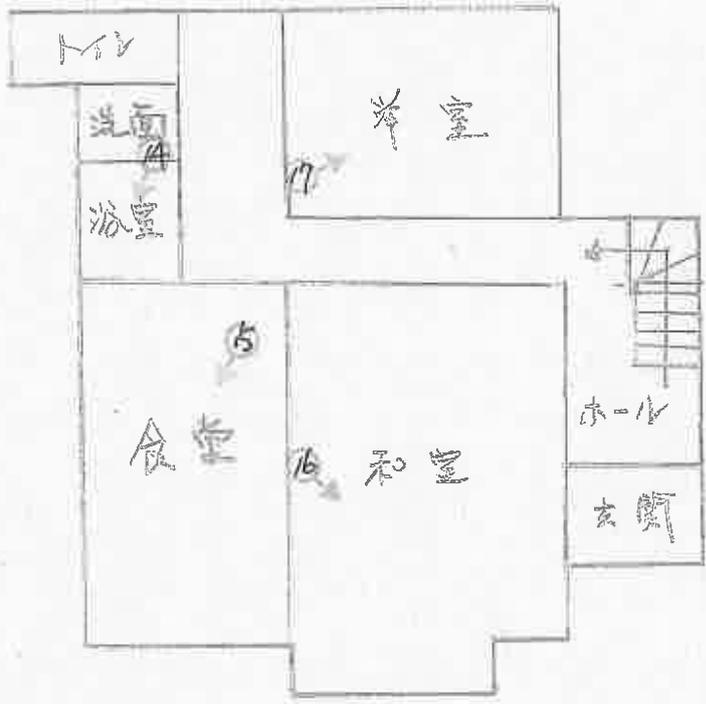
物件(2)

申立外土地3

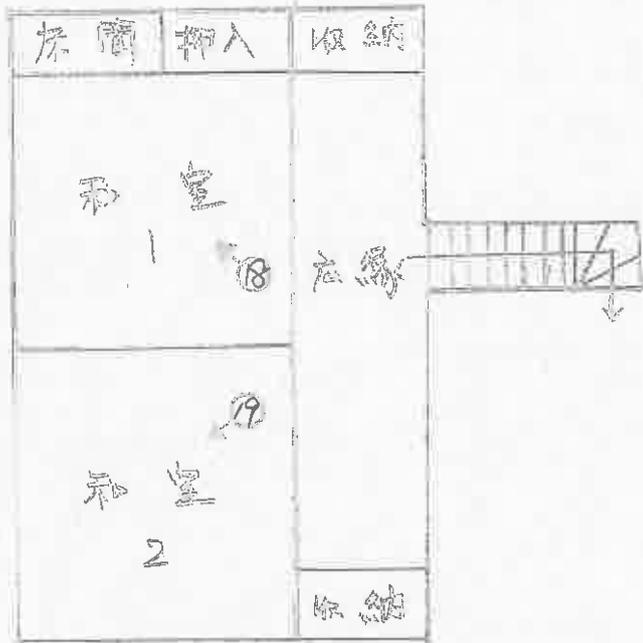
(12枚)

←○此等圖樣應加封套保存。

1 階



2 階



4



5



6



(15 枚目)

13



物件2の外壁

14



15



16



17



18



(19 枚目)



余白

余白

令和7年（又）第34号
令和7年10月31日 現地調査
令和7年11月12日 評価

甲府地方裁判所 民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

久保嶋 仁

第1 評価額

一 括 価 格	
金 1, 0 2 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 7 1 0, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 3 1 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件 1、2 の各不動産について、一括売却（民事執行法第 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件 1 の内訳価格は物件 2 及び目的外建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況						
1	所在地番目積	後記物件目録記載のとおり	特記事項記載のとおり						
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	後記物件目録記載のとおり	特記事項記載のとおり 住居表示：「富士吉田市大明見5-13-8」						
特 記 事 項									
<ul style="list-style-type: none"> ・物件1の北側は目的外建物の敷地として利用されており、占有者、占有権原及び目的外建物の概要等については現況調査報告書記載のとおりである。尚、物件2の北側に当該目的外建物が接続している。 ・物件1の固定資産公課証明書において現況地目及び現況地積が下記の通りとなっている。富士吉田市役所によると公衆用道路部分は公図上南西側で隣接する地番4482番8に接する端から端までの帯状の部分としているとのことである。尚、現地調査において当該課税上の公衆用道路となっている部分は特定できなかった。 <table border="1" data-bbox="312 1249 845 1379"> <thead> <tr> <th>現況地目</th> <th>現況地積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地</td> <td>166.45m²</td> </tr> <tr> <td>公衆用道路</td> <td>25.05m²</td> </tr> </tbody> </table> ・物件1は、不動産登記法上の地図が未整備であり、公図上の形状と現況が一致しない可能性がある。また、公図上での簡易な計測による数量と公簿数量も一致せず、当該計測による縄伸びが生じている可能性もある。しかし、公図の精度が低いものと思料されることから、本件鑑定評価において公簿数量を採用した。 ・物件2及び目的外建物は建ぺい率を超過している可能性があるが、富士・東部建設事務所によると再建築等では基準を満たすことが必要とのことである。 				現況地目	現況地積	宅地	166.45m ²	公衆用道路	25.05m ²
現況地目	現況地積								
宅地	166.45m ²								
公衆用道路	25.05m ²								

* 現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

物 件 目 録

- 1 所 在 富士吉田市大明見五丁目
地 番 4482番7
地 目 宅地
地 積 191.50平方メートル
- 2 所 在 富士吉田市大明見五丁目 4482番地7
家屋 番号 4482番7
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 57.12平方メートル
2階 42.23平方メートル



第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	富士急行線「下吉田」駅南東方・道路距離約2.1km 最寄バス停「大明見」の南西方・約270m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	一般住宅を中心に農家住宅等も見られる住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の 個別的な規制を考 慮しない一般的な 規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引都市計画区域 第1種住居地域 60% (指定) 200% (指定) なし なし
画地条件	地積 形状 間口・奥行 地勢 その他	191.50㎡：登記地積 長方形 北西側間口約19m、奥行約12m～13m ほぼ平坦地 特になし
接面道路の状況	北西側現況幅員約4.2mの舗装市道（大明見西裏2号線、建築基準法第42条1項1号道路）にほぼ等高、南西側現況幅員約2.2m舗装市道（大明見西裏13号線、建築基準法第42条2項道路）にほぼ等高に接面する角地。	
土地の利用状況等	物件2及び目的外建物の建物敷地等として利用されている。 建物の配置はほぼ現況調査報告書の「土地建物位置概略図」のとおり。	
供給処理施設	上水道 ガス配管 下水道	あり あり なし
	(注)「あり」とは目的物件内に引込みがあることをいい、「なし」とは目的物件を含めた周辺に該当施設の本管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。	
特記事項	・南西側道路はセットバックが必要である。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建 築 年 月 日 : 昭和52年12月31日新築（登記記載） 経 過 年 数 : 約48年 経済的残存耐用年数 : 満了
仕 様	構 造 : 木造2階建 屋 根 : 亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁 : 亜鉛メッキ鋼板等 内 壁 : 京壁等 天 井 : 板、ビニールクロス、石膏ボード等 床 : 板、畳等 設 備 : 電気設備、給排水設備（トイレ、洗面、浴室、キッチン等） そ の 他 : なし
床面積（現況）	延99.35㎡
現況用途等	現況用途 : 居宅 間 取 り : 現況調査報告書の「間取図」のとおり
品 等	普通
保守管理の状態	普通（全体的に経年相当の老朽化が見られる。）
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・物件2北側に老朽化した前述の目的外建物（居宅）が存しており、物件2と接続している。 ・物件2の西側に附属工作物（ボイラー置場）が存している。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ
1	24,800	1.00	191.50	1.00	4,750,000

総額（円）については、万円未満四捨五入とした（最低1万円、以下同じ）。

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

基準地 富士吉田-6

$$\begin{array}{cccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 23,400\% & \times & 99.6/100 & \times & 100/100 & \times & 100/94 & = & 24,800\% \end{array}$$

（上三桁未満四捨五入）

◇ 時点修正 : 令和7年7月1日から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 二方路+2%、セットバック△2%

◇ 地域格差 : 幅員△6%

イ 個別格差 : 角地+5%、セットバック△6%、方位+1%

ウ 地積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 必要なし

(2) 建物価格 (物件 2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ÷エ
2	180,000	99.35	0.01	180,000

ウ 現価率

耐用年数を満了しており、老朽化・機能的陳腐化が認められる。したがって維持管理の状態、市場性等を勘案して、現価率を1%と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ
1 物件2関連	4,750,000	0.36	0.50	法定地上権	860,000
1 目的外建物 関連	4,750,000	0.64	0.50	法定地上権	1,520,000
物件1関連合計					2,380,000

イ 範囲：物件1の土地利用権等の及ぶ範囲については、一体的に利用されている現況をもとに判断し、物件2、目的外建物の建築面積割合で下記の通り按分した。

物件2建物の土地利用権等の及ぶ範囲： $57.12 \text{ m}^2 / (57.12 \text{ m}^2 + 101 \text{ m}^2) \div 36\%$

目的外建物の土地利用権等の及ぶ範囲： $100\% - 36\% = 64\%$

ウ 土地利用権等割合：物件1に存する物件2建物及び目的外建物の土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を何れも50%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	4,750,000	-2,380,000		0.5	0.6	710,000
2	180,000	+860,000	1.0	0.5	0.6	310,000
一括価格 (合計)						1,020,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：物件2は老朽化した建物であり、目的外建物も存し、建ぺい率を超過している可能性があることから市場性の限定が想定される。したがって、修繕費又は取壊費用等を勘案の上、当該特殊性を考慮し、市場性修正率を $\Delta 50\%$ と判定した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

第6 参考価格資料

基準地価格 : 富士吉田-6
所在 : 富士吉田市大明見5丁目27番1「大明見5-3-5」
価格 : 23,400 円/m²
位置 : 富士急行線「下吉田」駅南東方道路距離約 2.2 kmに位置する
価格時点 : 令和7年7月1日
地積 : 436 m²
供給処理施設 : 水道、ガス
接面街路 : 南西側 3m舗装市道 背面道
用途指定等 : 非線引都市計画区域内の第一種住居地域
(建ぺい率60%、容積率200%)
地域の概要 : 中小規模の農家住宅を中心として小工場等も見られる住宅地域

第7 附属資料の表示

位置図

公図写

建物図面・各階平面図写

以上



1:7700

出典: 国土地理院『地理院地図』

登記年月日：昭和53年1月13日

次頁に図面に関する変更内容を示す。

113207

各階平面図

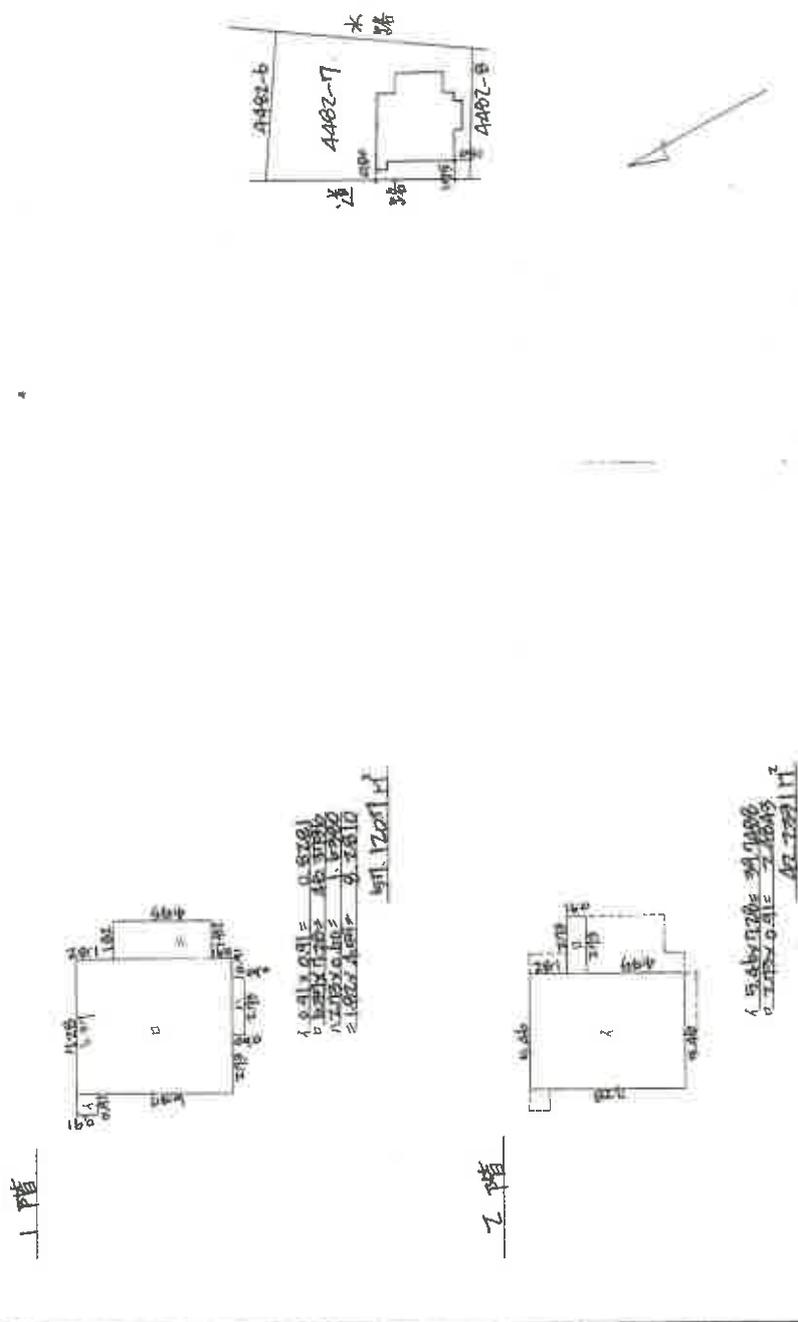
4482-7

富土右田市大明屋字大明新4482番地7

建物平面図

建物図面

昭和53年1月13日	製作年月日
製作者	
申請人	



縮尺	1/750	1/1500
----	-------	--------

(日本土地家屋調査士会連合会用紙) 平 53年 1 月 13 日登記

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年8月5日 甲府地方方法務局吉田出張所

登記官

A4判に縮小